

仕 様 書

1 主管課（給油対象車両の保有課）等
別紙のとおり

2 予定数量（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの分）
別紙のとおり
ただし、見込み数量であり、数量を保証するものではない。

3 納入場所
受注者の所轄するガソリンスタンド

4 給油カード

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、磁気カードによる給油カードを作成しなければならない。給油カードには、できる限り所属名及び車番（自動車登録番号）を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 給油にあたっては、本市職員の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。
- (5) 給油の際、給油カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。

5 代金の請求方法

代金は1か月ごとに、別紙に記載する車両の保有課ごとに請求すること。

また、主管課（車両の保有課）によっては、車両ごとの請求書が必要な場合もあるので、当該主管課の指示に従うこと。

(参考) 約款第5条第2項の資源エネルギー庁の給油所小売価格調査結果の掲載場所
資源エネルギー庁のホームページアドレス

「http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline4」

主管課	購入予定数量(台)		対象車両台数	
	レギュラー ガソリン	軽油	自動車(台)	二輪車(台)
東区区政調整課	586	1,059	5	0
東区地域起こし推進課	350	0	1	0
東区地域支えあい課	656	300	4	1
東区福祉課	100	380	1	2
東区生活課	40	450	1	4
東区維持管理課	4,720	1,173	11	2
東区建築課	0	266	1	0
東部市税事務所	400	1,000	4	13
広島市農業委員会	1,025	0	2	0
合計	7,877	4,628	30	22

(注) 車両の新規登録及び廃車等により、車両台数に変更が生じることもあります。